

## 指定棚田地域振興活動計画

作成主体の名称：高森町野尻地区指定棚田地域振興協議会

### 1 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項 (棚田等の名称及び範囲)

川上棚田、津留棚田、上津留棚田、河地棚田

範囲については、別添1のとおり

### 2 指定棚田地域振興活動の目標

#### (1) 棚田等の保全

##### ○耕作放棄の防止・削減

- ・ 4 棚田において、畦畔及び法面の管理を適切に行う。
- ・ 4 棚田において、農道及び水路の管理を適切に行う。

##### ○生産性・付加価値の向上

- ・ 川上棚田において、令和6年度までに自動草刈り機を導入し、2 ha 以上の法面の草刈りを行う。

#### (2) 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

##### ○良好な景観の形成

- ・ 川上棚田において、地域の老人会と共同で令和6年度までに景観作物(彼岸花等の花木)を20 a 植栽する。

##### ○自然環境の保全・活用

- ・ 4 棚田において、周辺林地の除草作業を年2回行う。

#### (3) 棚田を核とした棚田地域の振興

##### ○棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興

- ・ 4 棚田地域において、令和6年度までに、援農ボランティアを30名確保し、関係人口の創出・拡大に取り組む。

##### ○棚田を観光資源とした地域振興

- ・ 川上棚田において、令和6年度までに棚田周辺に案内看板を3基以

上設置する。

### 3 計画期間

認定の月から令和7年3月31日まで

### 4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項

#### (1) 指定棚田地域振興活動の内容

以下の指定棚田地域振興活動について、別添2の工程表に基づき実施することとする。

##### 棚田等の保全

##### ○耕作放棄の防止・削減

- ・4棚田において、各協定参加者が水田の畦畔及び法面の草刈りや維持管理作業を適切に行う。
- ・4棚田において、各協定参加者が受益対象となる農道（牧道）や水路周辺の草刈りや泥上げを定期的に行い、保全管理を徹底する。

##### ○生産性・付加価値の向上

- ・川上棚田において、作業の省力化を図るために、令和6年度までに自動草刈り機を導入し、2ha以上の法面の草刈りを行う。

##### 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

##### ○良好な景観の形成

- ・川上棚田において、集落機能の強化を図るために協定参加者や地域の老人会といった非農家の地域住民等による協働作業及び良好な景観の維持・保全を図るため、水田の畦畔を主に景観作物（彼岸花等の花木）を20aにおいて植栽する。

##### ○自然環境の保全・活用

- ・4棚田において、稲作や野菜づくりに係る鳥獣被害防止の観点から、イノシシ等の有害獣との緩衝地帯の維持・確保を徹底することを目的に、周辺林地の除草作業を年2回行う。

##### 棚田を核とした棚田地域の振興

##### ○棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興

- ・4棚田地域において、令和6年度までに、田植えや稲刈りなどの営

農活動に係る援農ボランティアをＪＡや役場等の農業関係団体の協力を得ながら３０名確保するとともに、各棚田の地域（観光）資源を広く紹介することで、関係人口の創出・拡大に取り組む。

○棚田を観光資源とした地域振興

- ・川上棚田において、棚田への誘導物等が無いことから、令和６年度までに、棚田周辺に案内看板を３基以上設置し、棚田景観を維持するとともに、棚田の価値の向上に資する。

（２）指定棚田地域振興活動の実施主体

上記（１）に掲げる指定棚田地域振興活動の実施主体は、主に下記５の指定棚田地域振興協議会の参加者である。

５ 指定棚田地域振興協議会に参加する者の名称又は氏名

高森町区野尻地区指定棚田地域振興協議会は、高森町及び中山間地域等直接支払事業に取り組む各集落協定により構成する。なお、参加者の名称又は氏名については、別紙のとおりとする。